

(別表)

リスク分担表

| リスクの種類 | 内 容 | 負 担 者 | |
|-------------|--|-------|-----------|
| | | 大阪市 | 指定 管理者 |
| 法令等の変更 | 指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更 | 協議事項 | |
| 第三者賠償 | 施設の維持管理、運営において指定管理者の要因で第三者に損害を与えた場合 | | ○ |
| | 施設の維持管理、運営において大阪市の要因で第三者に損害を与えた場合 | ○ | |
| 資金調達 | 必要な資金の確保 | | ○ |
| 物価 | 収支計画に多大な影響を及ぼす場合 | 協議事項 | |
| | 指定後のインフレ、デフレ | | ○ |
| 金利 | 金利変動 | | ○ |
| 不可抗力 ※1 | 管理運営業務の変更、中止、延期 | 協議事項 | |
| | 自然災害等による施設・設備の復旧費用 | ○ | |
| 事業の中止・延期 | 大阪市の責任による遅延・中止 | ○ | |
| | 指定管理者の責任による遅延・中止 | | ○ |
| | 指定管理者の事業放棄・破綻 | | ○ |
| 申請コスト | 申請費用の負担 | | ○ |
| 引継ぎコスト※2 | 施設運営の引継ぎ（指定期間前の準備を含む。）費用の負担 | | ○ |
| 施設競合 | 競合施設による利用者減、収入減 | | ○ |
| 需要変動 | 当初の需要見込みと異なる状況 | | ○ |
| 管理経費の膨張 | 大阪市以外の要因による管理経費の膨張 | | ○ |
| | 大阪市の要因による管理経費の膨張 | ○ | |
| | 収支計画に多大な影響を及ぼす場合 | 協議事項 | |
| 施設の損傷 | 施設、機器等の損傷 ※3 | ○ | ○ |
| | 指定管理者に施設管理上の帰責事由があるもの | | ○ |
| | 指定管理者が設置した設備・備品 | | ○ |
| 債務不履行 | 大阪市側の事由による協定内容の不履行 | ○ | |
| | 指定管理者側の事由による業務又は協定内容の不履行 | | ○ |
| 性能リスク | 大阪市が要求する施設運営の水準の不適合に関するもの | | ○ |
| 損害賠償 ※4 | 施設、機器の不備による事故 | 協議事項 | |
| | 指定管理者の施設管理上に帰責事由があることによる事故 | | ○ |
| 管理リスク | 施設、機器の不備又は指定管理者の施設管理上に帰責事由があることによる臨時休館等に伴うもの | | ○ |
| 休館リスク ※5 | 施設、機器の大規模修繕等による臨時休館に関するもの | 協議事項 | |
| | 施設、機器の機能維持を目的とした小規模修繕による臨時休館に関するもの | | ○ |

| | | | |
|------------|---------------------------|--|---|
| 選挙対応 ※6 | 公職選挙法に基づく投開票又は選挙会の執行に伴うもの | | ○ |
|------------|---------------------------|--|---|

※1 不可抗力

- ・ 不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ指定管理者及び大阪市がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。
- ・ 建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じる。
- ・ 災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- ・ 不可抗力による臨時休館等の影響で指定管理者の利用料金収入が減少した場合は、市と指定管理者で協議し、影響額に係る費用分担を決定する。
業務代行料の増額等により市が負担する場合や納付金を減額する場合は、その費用は適正な額に限るものとし、影響額を算定するに当たっては、単純に減少した利用料金収入額を影響額とするのではなく、臨時休館によって発生しなかった費用等、すべての費用及び収益への影響を考慮するものとする。

※2 新たな指定管理者への引継ぎにかかる対応

- ・ 新たな指定管理者が指定された時は、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。
- ・ 引継ぎの実施にあたっては、現指定管理者及び新指定管理者の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとする。

※3 サービス提供に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

1 大阪市が対応するもの

基幹的な施設・機器等の損傷

2 指定管理者が対応するもの

(1) 基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・器具・什器・備品等の損傷

(2) 基幹的な施設・機器等の附属物（設備の消耗品など）の損傷

(3) 上記1のうち、1件あたりの修繕費用が100万円未満のもの

（ただし、損傷への対応が緊急に必要でありかつ収支計画における当該年度の修繕費の上限額を超える場合にあっては、大阪市が対応することができる。）

(4) 施設管理に関わって必要な消耗品の補充交換

※ なお(1)～(4)で対応した施設等の所有については、大阪市とする。

（注）基幹的な施設・機器等とは、建物全体（柱・梁・床・壁等の主要構造部）及び主要な設備機器（空調機器・消防設備等）などをいう。

- ・ 施設管理に関わって必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充交換をすること。

※4 施設、機器の不備又は指定管理者に施設管理上の帰責事由があることによる事故への

対応

- ・施設、機器の不備又は施設管理上の帰責事由があることによる事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。

※5 修繕への対応

- ・指定期間には設備の定期的な更新など、施設運営上当然に考慮される事象は現時点で予定がなくともあり得るものとし、それらによる閉館に対しての補償は行わない。ただし、大規模な改修で相当長期間にわたって当該施設が供用不能となるような場合についての補償は、別途協議とする。

※6 選挙対応

- ・選挙対応に伴いホール等の使用制約期間が生じ、その間のキャンセル対応等の事務が発生する可能性があるが、それらに対しての補償は行わない。